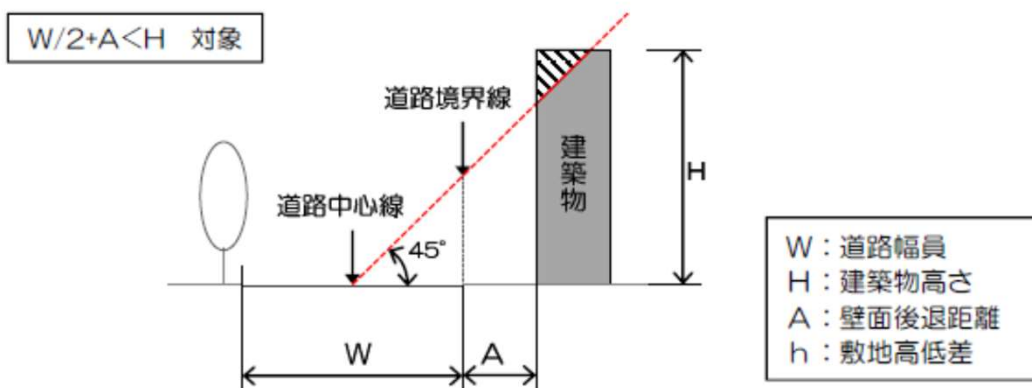


■ 一定の高さ以上のもの

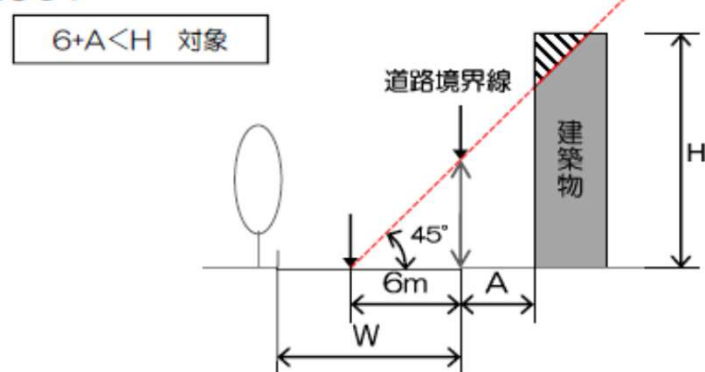
(1) 前面道路幅員が 12mを超える場合

建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の中心線までの水平距離を超えるもの



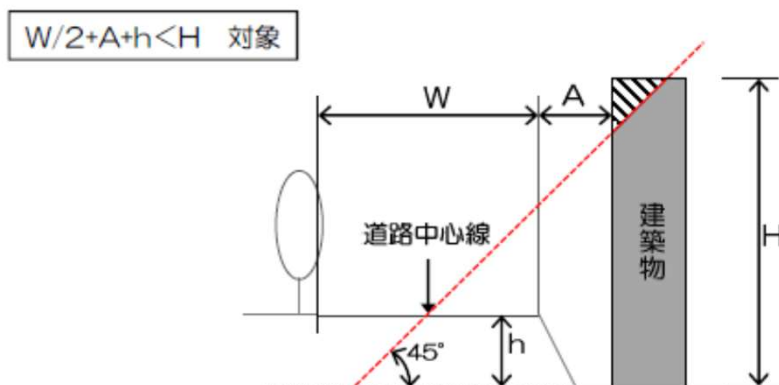
(2) 前面道路幅員が 12m以下の場合

建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの距離に 6mを加えた距離を超えるもの



(3) 道路より建築物の敷地が低い場合（前面道路幅員が 12mを超える場合）

建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の中心線までの水平距離に道路と建築物の敷地の工程さを加えた距離を超えるもの



※道路より建築物の敷地が低い場合は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則」において、敷地との高低差（h）を加えることを定めています。